



平成 29 年 9 月 1 日

各 位

会 社 名 株式会社スパンクリートコーポレーション
代 表 者 名 代表取締役社長 浮 田 聡
(コード：5277 JASDAQ)
問い合わせ先 執行役員管理本部長 井 上 卓 郎
(TEL. 03-5689-6311)

株主提案に対する当社取締役会意見に関するお知らせ

当社は、平成 29 年 8 月 15 日付け「臨時株主総会の開催に関するお知らせ」にてお知らせした平成 29 年 10 月 3 日に開催予定の臨時株主総会における当社株主（元取締役）村山典子氏（以下「提案株主」といいます）による株主提案に関して、本日平成 29 年 9 月 1 日開催の当社取締役会において、同提案について反対することを決議いたしましたので、下記の通り、お知らせ致します。

記

1. 株主提案の内容

取締役 1 名（村山典子）選任の件

尚、議案の要領及び株主提案の理由は、平成 29 年 8 月 15 日付け「株主による株主総会の招集の請求のお知らせ」に記載のとおりです。

2. 株主提案に対する当社取締役会の意見

当社取締役会としては、株主提案に係わる議案に反対致します。

3. 反対の理由について

1. 株主提案の【提案の理由】が不正確であること

(1) 新たに取締役の選任が必要となる理由について

平成 29 年 10 月 3 日開催予定の臨時株主総会は、一時的に失効した状況になっている建設業の許可を再取得するために、経營業務管理責任者の資格を有する取締役 1 名を選任するためのものです。一時的に失効した理由は、当社の執行役員が経營業務管理責任者となることについて当局との間に見解の相違があったことに起因するものであり、「当社の取締役会の業務執行取締役の当社事業の経験が浅く、知識が不足していたことによる問題が顕在化したもの」ではありません。

(2) 施工を行う為の建設業許可が一時的に失効していることが当社の今期の業績に与える影響は軽微であること

(i) 当社の取引のほとんどは、施工業務の請負を伴わない「材料のみ取引」であること、(ii) 許可が失効する前に締結した施工契約については契約先の下承を得て履行可能であること、及び、(iii) 施工に関する利益は軽微であるため、当社の業績予想に元々織込まれていないことから、当社の建設業の許可が一時的に失効していることが当社の今期の業績に与える影響は軽微です。したがって、建設業の許可の一時的な失効が、提案株主の言うところの「今後の損益に重大な影響が及ぶことは避けられませんし、当社の取引上の信用性にも暗い影を落とすこと」にはならず、また、当社が、「スパンクリート事業に必要な建設業の資格を喪失するという危機的な状態に陥るに至ってしまっている」との事実はありません。

(3) 現経営体制による経営が順調であること

提案株主は、現経営陣は、当社事業の経験が浅く、正しい経営判断を行うことができないと主張しています。しかし、当社は第 53 期及び第 54 期は 2 期連続で赤字を計上し、特に第 54 期はスパンクリート事業における減損により創業以来最大の赤字約 15 億円を計上しましたが、現経営体制に移行後、販売回復に尽力するとともに、減損に伴う減価償却減を上回るコスト削減を行うこと等により業績は順調に回復し、第 55 期には黒字転換を果たしました。また、今期（第 56 期）も第一四半期の当期純利益が 119 百万円となり、3 ヶ月で昨年の通期の純利益を上回るなど、当社の経営は順調に推移しております。

2. 田中啓三氏が経營業務管理責任者として適任であること

提案株主は、本年 6 月の定時株主総会において監査役全員を任期半ばで解任する旨の株主提案を行い（同株主提案は、否決されました）、また、本年 7 月には、当社の前代表取締役社長である飯牟礼聡氏に善管注意義務違反があったと主張して株主代表訴訟を提起しております。このような一連の行為は、提案株主が現在の経営陣に協力する意図がないことを端的に示すものです。

一方、田中啓三氏は、長期に亘り建設業取引に携わった前職までの経験を活かし、本年 6 月から当社において常務執行役員・建設工事本部長に就任し、現経営体制において、その手腕を発揮しております。したがって、当社としては、提案株主ではなく、田中啓三氏を取締役に選任した上で、経營業務管理責任者とするのが適当であると考えます。

以上